

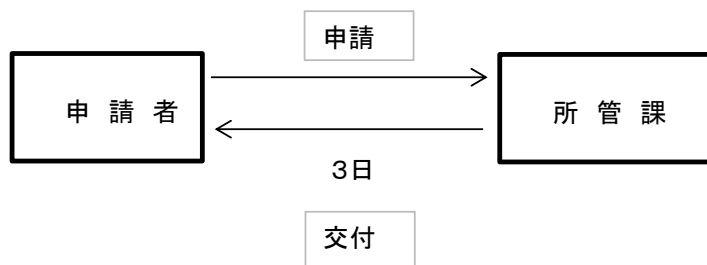
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 164

処 分 名	医療法人の理事長特例認可(愛媛県医療審議会での審議が必要なものを除く)	
処 分 の 概 要	医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出を認可する。	
根 拠 法 令 名	医療法(昭和23年法律205号)	
条 項	第46条の6第1項	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標 準 処 理 期 間	計	3日
審 査 基 準	<p>医療法人が医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長を選出することの認可のための申請で、医療法その他関係法令等を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 第四十六条の六 医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。 2 第四十六条の五第一項ただし書の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章(次条第三項を除く。)の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。</p> <p>医療法施行規則 (医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の申請) 第三十一条の五の三 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 当該理事の住所及び氏名 二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由</p> <p>昭和61年6月26日健政発410号「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。